

講義 「子ども見守り支援に求められる視点と活動」

東洋大学名誉教授

森田明美

**1. 見守り支援の目的とこの講義の視点：**見守り支援には子どもと子育て家庭の両方からのアプローチがある。

子ども見守り支援は、子ども一人ひとりの権利（最善の利益）の具体化を実現するために行うものであることが期待される。よって、その取り組みを子ども支援と子育て家庭支援（ここではひとり親家庭支援）ではどのように取り組むことが求められるのかを考える

**2. 見守り支援はなぜ必要か**

1) 子どもには安全な保護と一人ひとりの可能性を具体化する挑戦の両方の支援が必要である。

—子どもの権利の視点の重要性、子どもは安心できる関係性のなかで自分らしい人生をおくっていく（子どもの固有性として、日々の著しい成長・発達をとげる存在であることから、年齢によっては表現をする力が未熟な段階がある。だから、周りにいる大人が、そのことを早期にできれば予防的に気づくことが求められる。子どもがそうした力をもつための支援があること、そうした力を発揮するための意欲が育つ支援が行われること、子どもがそうした社会の主体になるように参加と意見表明の機会を確保していくことが必要である。

だが残念ながらそうした環境にない子どもたちがいる。（危機からの救出と、自分らしく生きることを一体的総合的に考えることが求められる。）

2) 家庭・学校・地域・施設など子どもの周りに権利侵害が多数潜んでいる

↑

子どもの権利の視点に立つ支援者・機関が多様に必要である（他者が関わるきっかけの重要性）：第三の居場所、斜めの関係の必要性

**3. 見守り支援の実態：場と人と活動で構成**

—子どもの権利の実現のために家族支援も強化

・既存の仕組みでは支えきれないのか：（経済、教育、体験）格差 ※支えられ格差

1) 家庭が支える：少子化、小家族化、多文化、多様化する家族の中での孤立（経済、DV、虐待）

2) 学校が支える（いじめ、不登校）：子どもの関係性の問題（インクルーシブ教育が実現されない早期教育と進学競争の激化）

3) 子どもの育ちへの地域支援に起きている課題

① 乳幼児期の待機児増→不適切保育・幼児教育の問題

② 児童館、学童保育の脆弱さ⇔塾やお稽古



<子どもの育ちに重要な2つの要素の欠落>

① 子どもの安全と安心が脅かされている

- ・居場所がない;家、第三の居場所も少ない—自己肯定感が低い



安全の保障と安心の関係性の構築

- ・遊びと子ども集団が少なく弱い
- ・聞いてもらう時間と人と場

② 子どもの挑戦が妨げられている

- ・経済的困窮とチャンス
- ・挑戦する意欲の醸成



教育(学校)は挑戦の場にならねばならない

4. 求められる見守り支援とは? : 何ができるのか、しなければならないのか

1) 求められる視点

- ・子どもの権利条約4つの一般原則を踏まえる

<子どもの権利条約の4つの一般原則>

①生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること) 6条

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

②子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと) 3条

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

③子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること) 12条

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

④差別の禁止(差別のないこと) 2条

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

## 2) 支援の留意点

- ① 子ども支援の質に求められること：子どもの権利の視点を持つ人に聴いてもらい、自分らしさを獲得し、表現する安心感を得ることができる。
- ② 子ども権利の尊重とは何か：安全と安心の保障、面白い生活、遊びの中で育つ、



自分らしく生きる、

## 3) 支援の方向性

- ① 個別的：私の人生、一人ひとりの最善の利益
- ② 普遍的：入口のわかりやすさと差別的でないこと
- ③ 重層的：市民と公的機関の連携
- ④ 継続的：連携ネットワークで支え続ける

以上

## <自己紹介>

森田明美 morita @toyo. jp

現在：東洋大学名誉教授（2022年度まで東洋大学社会学部教授）

専門：児童福祉

社会的活動：世田谷区子ども・子ども子育て会議会長

国連：NPO 子どもの権利条約総合研究所監事

NPO こども福祉研究所理事長 他